

定 款

九 州 電 力 株 式 会 社

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、九州電力株式会社と称する。英文では、Kyushu Electric Power Company , Incorporatedと表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 電気事業
- (2) 電気機械器具および蓄熱式空調・給湯装置その他の電力需要平準化または電気の効率利用に資する設備の製造、販売、リース、設置、運転および保守
- (3) 熱供給事業
- (4) 電気通信事業
- (5) 情報処理、情報提供のサービスおよびソフトウェアの開発、販売、リース
- (6) 電気通信工事、電気工事、土木建築工事の調査、設計、施工および施工監理
- (7) エネルギー資源の開発、採掘、加工、売買および輸送
- (8) ガス供給事業
- (9) 介護サービス事業および老人ホームの経営
- (10) 一般廃棄物、産業廃棄物の処理および再利用ならびにその再生品の販売
- (11) 住宅性能評価・保証事業
- (12) 航空運送事業
- (13) 書籍・映像・音声ソフトの販売、レンタル
- (14) コンクリート製品の生産および販売
- (15) 前各号に関するエンジニアリング、コンサルティングおよび技術・ノウハウの販売
- (16) 不動産の売買、賃貸借および管理
- (17) 前各号に付帯関連する事業
- (18) 経営上必要と認める他の会社への投資

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を福岡市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、福岡市において発行する西日本新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、10億株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせる。

(株式取扱規程)

第 1 2 条 当会社の株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会の決議によって定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 1 3 条 当会社の定時株主総会は毎年 6 月に、臨時株主総会は必要あるごとに、取締役会の決議に基づき、社長がこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 1 4 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 3 1 日とする。

(議 長)

第 1 5 条 株主総会の議長は、社長がこれに任ずる。

2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 1 6 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報の全部または一部を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第 1 7 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 3 0 9 条第 2 項の規定によるべき株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 1 8 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名に委任してその議決権を行使することができる。この場合においては、当会社に委任状を提出するものとする。

第 4 章 取締役および取締役会

(員 数)

第 19 条 当社の取締役は、17 名以内とする。

(選 任)

第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 前項の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(役付取締役および代表取締役)

第 22 条 取締役会の決議により、会長、社長各 1 名、副社長若干名を定めることができる。

2 会長、社長および副社長は、各自当社を代表する。

(役付取締役の職務)

第 23 条 社長は、取締役会の決議に従い、会社の業務を執行する。

2 副社長は、社長を補佐する。

(職務代行)

第 24 条 会長または社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により、他の取締役がその職務を代行する。

(取締役会の招集)

第 25 条 取締役会は、会長がこれを招集する。

2 取締役会招集の通知は、各取締役および各監査役に対し会日の 2 日前までに発するものとする。ただし、緊急を要する場合には、さらにこの期間を短縮することができる。

(取締役会の議長)

第 26 条 取締役会の議長は、会長がこれに任ずる。

(取締役会の権限)

第 27 条 取締役会は、法令または本定款に定める事項のほか、当社の業務執行を決定する。

(取締役会の決議の省略)

第 28 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役の責任免除)

第 29 条 当社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

第 5 章 監査役および監査役会

(員 数)

第 30 条 当社の監査役は、6 名以内とする。

(選 任)

第 31 条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役および常任監査役)

第 33 条 監査役会の決議により、常勤の監査役を選定する。

2 監査役会の決議により、常任監査役若干名を定めることができる。

(監査役会の招集通知)

第 34 条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の 2 日前までに発するものとする。
ただし、緊急を要する場合には、さらにこの期間を短縮することができる。

(監査役の責任免除)

第 35 条 当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 36 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(期末配当の基準日)

第 3 7 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 3 1 日とする。

(中間配当)

第 3 8 条 当会社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 3 0 日を基準日として、中間配当を行うことができる。

(除斥期間)

第 3 9 条 期末配当金および中間配当金は、株主がその支払開始の日から起算して 5 年以内に受領しないときは、当会社はその支払義務を免れる。

(参 考)

沿	革
昭和26年 5 月 1 日	制 定
昭和26年10月27日	商法改正に伴う変更ほか
昭和28年 5 月28日	授權資本の変更ほか
昭和29年11月22日	株券の種類の追加
昭和31年 5 月28日	商法改正に伴う変更ほか
昭和32年 5 月28日	授權資本の変更
昭和35年 5 月28日	授權資本の変更ほか
昭和37年11月28日	授權資本の変更ほか
昭和39年 5 月28日	商法改正に伴う変更
昭和43年11月28日	名義書換代理人の設置ほか
昭和45年 5 月28日	授權資本の変更
昭和48年 5 月28日	転換社債の転換に伴う配当金支払に関する規定の新設
昭和50年 5 月28日	商法改正に伴う変更ほか
昭和52年12月20日	決算期の変更ほか (昭和53年 4 月 1 日実施)
昭和56年 6 月26日	授權資本の変更ほか
昭和57年 6 月29日	商法改正に伴う変更ほか (昭和57年10月 1 日実施)
平成 3 年 6 月27日	株券保管振替制度の実施に伴う変更ほか
平成 6 年 6 月29日	商法改正に伴う変更ほか
平成10年 6 月26日	目的の変更ほか
平成14年 6 月27日	目的の変更ほか
平成15年 6 月27日	商法改正に伴う変更
平成16年 6 月29日	目的の変更ほか
平成18年 6 月29日	会社法施行に伴う変更ほか
平成19年 6 月28日	単元未満株式買増制度の導入および役員制度見直しに伴う変更
平成21年 6 月26日	目的の変更ほか